

船舶事故調査報告書

平成23年4月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月12日（火） 19時45分ごろ
発生場所	福井県小浜市沖の小浜湾中央部 同県おおい町赤礁埼灯台から真方位139°900m付近 (概位 北緯35°31.1′ 東経135°40.6′)
事故調査の経過	平成22年10月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{のぶよし} 信吉丸、14トン FK2-2016（漁船登録番号）、個人所有 14.99m (Lr) × 4.38m × 2.01m、FRP ディーゼル機関、99.29kW、昭和54年7月17日 B 遊漁船 ^{きんじゅ} 金寿丸、3.0トン 251-8625福井、個人所有 9.97m (Lr) × 2.20m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、180.2kW、昭和54年12月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月14日 免許証交付日 平成22年9月16日 (平成28年7月18日まで有効) B 船長B 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月23日 免許証交付日 平成20年1月30日 (平成24年2月26日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首に破口 B 全損（廃船処分）
事故の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、レーダーを作動させ、マスト灯、両舷灯及び船尾灯のほか、船首甲板を照らす作業灯1個と船尾甲板を照らす作業灯2個を点灯し、小浜港を出港して、船長Aが、小浜港沖防波堤の南端付近を通過したとき、針路を小浜湾の対岸にある大島漁港に向く約291°（真方位）に定め、対地速力約10.6ノットで自動操舵により航行した。

	<p>船長Aは、定針したのち、操舵室後部にある高床の左舷前部に座って操船し、同じ床に座っていた乗組員3人と共に漁の成果について話をしていたところ、平成22年10月12日19時45分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長1人が乗り組み、釣り客3人を乗せ、17時15分ごろ、赤礁埼灯台南東方の水深約21mの釣り場で機関を停止して錨泊し、白色全周灯（錨泊灯）及びマスト灯のほか、1kWの集魚灯1個と500Wの集魚灯3個を点灯して釣りを始めた。</p> <p>B船は、船首が北方を向いた状態で釣りをしていたところ、船長Bが、右舷船尾300m付近にA船の灯火を視認し、その後、A船がB船に向けて接近するのを認めた。</p> <p>船長Bは、B船の船尾部に向けて接近するA船と衝突の危険を感じ、A船に向かって大声で叫んでいた釣り客を船首側へ移動させていたとき、B船の右舷船尾端付近とA船の船首部とが衝突し、B船が転覆して乗船者4人が海中に投げ出された。</p> <p>A船は、後進で転覆したB船に接近してB船の4人を救助したのち、B船をえい航し、20時47分ごろ大島漁港に入港した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波高 ほとんどなし</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、航行中に操舵室の高床に座って見張りを行うと正船首方に船首や煙突により船首方向に死角が生じるので、操舵室上部の見張り窓から見張りを行うことができるようになっていた。</p> <p>船長Bは、錨泊して釣り中、大島漁港に向かう底びき網漁船4隻が、B船から約300～500m隔てて通過するのを確認した。</p> <p>B船は、錨索を約32m延出して錨泊していた。</p> <p>B船の乗船者4人のうち、釣り客1人だけが救命胴衣を着用していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、小浜湾を西北西進中、船長Aが、操舵室内で乗組員と話し込み、操舵室上部の見張り窓から見張りを行うなどの適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、大島漁港に帰航する数隻の僚船が先行していたので、A船の進路上には錨泊船などはいないと思い込んでいた可能性があると考えられる。</p> <p>A船は、船首甲板を照らす作業灯1個を点灯して航行していたので、船首死角に入っていたB船の灯火などが視認できなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、小浜湾において錨泊中、船長B及び釣り客がB船に向けて接近するA船に気付き、釣り</p>

	客がA船に対して大声で叫んで注意を喚起したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、小浜湾において、A船が西北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。